

株式会社ゆうちょ銀行 御中

秘密保持約諾書

弊社は、「信用リスク計測システムの調達及び保守の委託」の受託を検討（以下「本件検討」という。）するにあたり、貴行が弊社に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおり、秘密保持義務を負うことを誓約し、この約諾書（以下、「本約諾書」という。）を貴行に差し入れます。

（秘密情報）

第1条 本約諾書における「秘密情報」とは、本件検討の過程において、貴行から弊社に対し、文書、電子メール、口頭、電磁的記録その他いかなる媒体によるかを問わず、秘密である旨明示して開示された技術上又は営業上の情報その他一切の情報をいうものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- （1）開示を受けたときに、弊社が既に保有していた情報
- （2）開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- （3）開示を受けた後、開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- （4）開示を受けたときに、既に公知であった情報
- （5）開示を受けた後、弊社の責めに帰すことができない事由により公知となった情報

（秘密情報の管理等）

第2条 秘密情報の開示を受けた弊社は、善良な管理者の注意をもって当該秘密情報を管理するものとします。

2 弊社は、本件検討に合理的に必要な範囲内でのみ秘密情報を複製又は翻訳できるものとし、その複製物又は翻訳物は原本と同等の管理をするものとします。

（秘密情報の目的外使用の禁止）

第3条 弊社は、秘密情報を開示した貴行の事前の書面による承諾を得ることなく、本件検討以外の目的に当該秘密情報を使用しないものとします。

（秘密情報の第三者への開示）

第4条 弊社は、次に掲げる場合を除き、第三者に秘密情報を開示しないものとします。

- （1）貴行の事前の書面による承諾を得て開示する場合。

(2) 本件検討に合理的に必要な範囲内において、秘密情報を知る必要がある自己の役員若しくは従業員、又は弁護士、公認会計士、税理士その他法令上の守秘義務を負う専門家に開示する場合。

(3) 貴行又は弊社に適用される法令諸規則、裁判所の判決・決定・命令、又は行政機関（日本銀行を含む。）、自主規制機関若しくは金融商品取引所の命令・指示・要請等（以下「適用法令等」という。）に基づき、必要最小限の範囲内で開示する場合。ただし、この場合において、弊社は、適用法令等の認める範囲内において、事前に（事前に通知できない場合にあっては、開示後速やかに）貴行にその旨通知するものとします。

2 弊社は、前項各号（第3号を除く。）の規定に基づき第三者に秘密情報を開示した場合には、当該第三者をして本約諾書と同等の秘密保持義務を遵守させるものとし、当該第三者の義務違反により貴行に生じた損害について一切の責任を負うものとします。

（本約諾書の差し入れの事実等の秘密保持等）

第5条 弊社は、本約諾書の差し入れの事実、並びに本件検討の内容及び成果に関する情報を秘密として保持し、前条第1項各号に掲げる場合を除き、第三者に開示しないものとします。

（有効期間）

第6条 本約諾書の有効期間は、本約諾書差し入れ後3年間とします。ただし、第2条から第5条までの規定は本約諾書の有効期間の終了後もさらに2年間、本条以下の規定は本約諾書の有効期間の終了後も存続するものとします。

（記録媒体等の返還又は破棄若しくは消去）

第7条 弊社は、貴行から請求があったとき、又は本約諾書の有効期間が満了したときは、貴行の指示するところに従い、速やかに秘密情報に関する文書及び電子データ等の媒体並びにそれらの複製物及び翻訳物（以下「記録媒体等」という。）を返還又は破棄若しくは消去するものとします。また、貴行から要求があった場合には、弊社は、貴行に対し、速やかに秘密情報を破棄又は消去した旨の証明書を提出するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、弊社は、適用法令等によって一定期間の保存が義務付けられている記録媒体等については、その保存期間経過後速やかに、貴行の指示するところに従い、返還又は破棄若しくは消去するものとします。

（事故等発生時の対応）

第8条 弊社は、秘密情報の管理に関連する事務過誤若しくは苦情、第三者による秘密情報への不正アクセス、秘密情報の漏洩、紛失若しくは盗難等の事故が生じ、又はそのおそれが生じたことを認識した場合、当該事故の発生原因のいかんにかかわらず、直ちにその旨を貴行に報告し、速やかに応急措置を講じるとともに、当該事故の対応につき貴行が合理

的に指示するところに従うものとします。

(損害賠償等)

第9条 弊社は、本約諾書の条項に違反したときは、その違反によって貴行に生じた損害を賠償する責任を負うとともに、貴行の指示に従い、損害を回避又は軽減するために必要な措置を講ずるものとします。

(知的財産権等)

第10条 弊社は、貴行から開示された秘密情報に関し、知的財産権及び特許権等の実施権等のいかなる権利も取得するものではないことを了承します。

(協議)

第11条 本約諾書に定めのない事項又は本約諾書の解釈について疑義が生じたときは、貴行及び弊社が誠意をもって協議の上解決するものとします。

(準拠法及び合意管轄)

第12条 本約諾書の準拠法は日本法とし、本約諾書に関して生じた紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

年 月 日

住所 :
会社名
代表者

印